

平成 19 年 2 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

流動化・証券化協議会

企業会計基準適用指針公開草案第 22 号「一定の特別目的会社の開示
に関する適用指針（案）」に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり提出いたしますので、何卒ご
高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 特別目的会社と子会社の範囲の関係について

- ・ 6 頁開示 9 において、『子会社に該当しない（したがって連結の範囲に含まれない。）ものとしてきた特別目的会社が、開示対象特別目的会社（図の（2））であるのか、又は図の（3）の特別目的会社であるのかが識別されていない場合には、本適用指針の適用にあたり、会社は開示対象特別目的会社（図の（2））であるのかそうでないのかを吟味することが必要となる』とある。

（意見）

“吟味”する際の考え方を明示して頂きたい。なお、一般的な考え方としては、『子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いの一』（実質支配力基準）に従って判断した結果、子会社に該当しないと判断される場合には、『具体的な取扱いの三』に示されるような構造の特別目的会社であっても（3）に該当すると考えるが、当該内容を明示して頂きたい。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等について

- ・ 2 頁開示 3（2）①において、開示対象特別目的会社との取引金額等の開示対象として、開示対象特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額など）が含まれる旨が記載されている。

（意見）

当該規定に基づく開示は、多数の譲渡人をオリジネーターとするマルチセ

ラー型のＡＢＣＰ／ＡＢＬプログラムにおいて資産の譲渡対象となる特別目的会社（譲渡人以外の第三者が出資し、譲渡人が信用枠および流動性枠を供与していないものに限る）が仮に開示対象特別目的会社と判断された場合においても、オリジネーターの財務諸表において特段の注記は不要と考える。また、注記が必要な場合においても、注記内容において、開示対象特別目的会社の財政状況の記載は不要とし、２頁３（１）②の開示対象特別目的会社の概要の記載にとどめるようにしていただきたい。理由は以下に記載。

【上記のようにご意見申し上げる理由】

- ・マルチセラー型のＡＢＣＰ／ＡＢＬプログラムで譲受人となる特別目的会社（同上）は多数のオリジネーターより債権等を買取るため、特別目的会社の財政状態（資産総額や負債総額）は、個別のオリジネーターの取引金額対比、極めて規模が大きくなる。（取引規模が大きいプログラムの場合、資産・負債総額が１兆円を超えることもあり、オリジネーターが複数のプログラムを利用している場合、資産・負債総額が数兆円となる可能性がある。）
そのため、特別目的会社の財政状況をオリジネーターの財務諸表に記載した場合、その太宗が自己と全く無関係である他のオリジネーターにかかる資産負債も併せて表示することとなり、本指針の本来の趣旨である『企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない』という観点では、かえって『利害関係者の判断を誤らせる』ことになると思われるため、注記は不要と考えるもの。また、注記が必要だとしても、利害関係者としては、マルチセラー型プログラムに譲渡しているのか、そうでないのかが明記されていることが必要な情報になるため、特別目的会社の財政状況の記載は不要と考える。

以　上